

生産環境総合対策事業のうち先進的省エネルギー加温設備等導入事業

Q&A集

(平成23年3月8日)

〈目次〉

I 応募申請関係

1. 応募主体について

- 問1 応募主体は、任意組合やJ Aの生産部会でもよいのですか。
- 問2 応募主体は、複数の行政界にまたがる組織でもよいのですか。
- 問3 受益農家が市町村を越えて分散してもよいのですか。
- 問4 部会で申請する場合、部会に所属する農家全戸が、事業を実施しなければならないのですか。
- 問5 事業対象の温室は、3戸以上の農家で共同利用していなければなりませんか。
- 問6 設備を導入する3戸以上の農家は、生産物を共同出荷していなければなりませんか。
- 問7 応募主体の所有するハウスの総面積が1.5ヘクタールを超えていれば、今回の事業で加温設備等を導入する面積は1.5ヘクタール未満でもよいのですか。
- 問8 加温設備等を導入する温室は、品目を統一しなくてはならないのですか。
- 問9 加温設備等を導入する温室は、個人農家の所有でよいのですか。
- 問10 事業参加農家3戸以上とは、どのような要件が必要ですか。

2. 補助金、申請、実施について

- 問11 事業対象となる品目について教えてください。
- 問12 事業に申請すれば、必ず補助の対象となるのですか。
- 問13 補助金の交付決定額は、満額交付されるのですか。
- 問14 補助金の交付申請時の事業費より、実際の事業費が上回った場合の補助金交付額はどうなるのですか。
- 問15 補助金の交付決定の通知を受け、入札を実施した後に、申請額の範囲で追加工事や設備の導入はしてもよいのですか。
- 問16 補助金交付申請書に記載する事業費は、メーカーの標準販売価格にするのですか、それとも実勢価格ですか。
- 問17 補助金交付申請書を作成するために見積りを取った会社を、交付決定後に行う競争入札に参加させてもよいのですか。
- 問18 競争見積により発注先を決定する場合も、3社以上で行わなければならないのですか。
- 問19 受益農家毎に、入札または見積を行ってもよいのですか。
- 問20 農協が事務局を引き受けている農業生産法人が事業実施主体となる場合、当該農協がこの事業の施工業者として入札に参加してもよいのですか。
- 問21 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」の項目は、前年実施した項目を記入すればよいのですか。
- 問22 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」の実践は、今回導入する時点からでもよいのですか。
- 問23 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」は温室毎に提出する必要がありますか。
- 問24 温室を別の補助事業で設置し、暖房設備等をこの事業で整備することは可能ですか。
- 問25 農業振興地域内の確認書類とは、どのような書類を添付すればよいのですか。
- 問26 パイプハウスと鉄骨温室の区分が難しい場合、どのように区分すればよいのですか。
- 問27 温室の写真（内部、外観、設置前等）は、ハウス毎に作成するのですか。
- 問28 温室の写真は、デジタルカメラで写したものでよいのですか。
- 問29 場所の概略図に、インターネットの地図を利用（コピーして貼付）してもよいのですか。
- 問30 土地と温室が他人名義ですが、申請は可能でしょうか。
- 問31 市町村及び都道府県との調整とは、必ず行うものですか。

- 問32 成果目標の基準年はいつになるのですか。
- 問33 添付資料の「受益農家全員の事業参加に対する意思、同意が確認できるもの」とはどのようなものですか。
- 問34 申請後に、目標値の算出に誤りが発見された場合など、資料の差替えはできますか。
- 問35 交付決定を受けた後に、受益農家の1名が事業を実施することができなくなった場合、残りの2名だけで実施できますか。

II 対象設備関係

- 問36 中古物件は事業の対象となりますか。
- 問37 設備を導入する温室の強度等の基準はありますか。
- 問38 保温のための内張は2層以上設置しているため、ヒートポンプのみで申請はできますか。

1. ハイブリッド加温設備（ヒートポンプ）について

- 問39 ヒートポンプを導入するためには電気工事が必要だが、補助対象になるのですか。
- 問40 電気式以外のガス式や灯油式ヒートポンプは、対象となりますか。
- 問41 ヒートポンプの出力は温風でなく温湯でもよいのですか。
- 問42 地熱水等を熱源とした電気式ヒートポンプは対象となりますか。
- 問43 電気の引き込み工事費は補助対象となりますか。
- 問44 現在、業務用エアコンを使用していますが、これの更新はできますか。
- 問45 ヒートポンプを冷房や除湿の目的で導入してもよいのですか。
- 問46 ヒートポンプは、導入する温室面積に対し台数制限はありますか。

2. 木質バイオマス利用加温設備について

- 問47 加温設備導入の場合、建屋や加温機を置くための基礎、供給装置が必要になりますが、どこまでが補助対象となるのですか。
- 問48 加温設備を導入する時、既存加温機の移設経費は補助対象になりますか。
- 問49 加温設備を導入した場合、既存加温機は廃棄しなければならないのですか。
- 問50 燃料に制限はあるのですか？
- 問51 燃料（ペレット、チップ、薪）の原材料に制限はあるのですか？

3. 外張多重化設備・内張多層化設備について

- 問52 温室のフィルムやガラスの張り替えも対象となりますか。
- 問53 遮光カーテンは対象となりますか。
- 問54 外張多重化、内張多層化については、屋根部分だけでは認められないのですか。
- 問55 外張設備の多重化は、送風機を必ず使用しなければいけないのですか。
- 問56 外張多重化設備を設置するために、既存温室の補強が必要となる場合、この材料費・工事費は対象となりますか。
- 問57 内張多層化設備の多層化とは何層以上なのですか。
- 問58 現在内張設備がありませんが、申請できますか。
- 問59 現在の内張設備と屋根面との間が狭いため重ね張りをしたいが、認められますか。
- 問60 内張設備を多層化にする場合、間隔があまりとれませんが、どれ位あければ良いのですか。
- 問61 内張設備は、電動巻き取りでなく手動巻き取りの設備でも対象になりますか。
- 問62 複層資材を使用した内張設備は、2層と見なせないのですか。

III その他

- 問63 この事業は、会計検査の対象になるのですか。
- 問64 交付決定まで、公募締切後どのくらいかかりますか。
- 問65 補助金は、いつ頃受け取ることができますか。
- 問66 成果目標が達成できなかった場合のペナルティはありますか。

I 応募申請関係

1. 応募主体について

問1 応募主体は、任意組合やJAの生産部会でもよいのですか。

(答1) 公募要領のとおり、「代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有しているもの」であれば任意組合でも、JAの生産部会でもかまいません。
なお、そのような応募主体が申請する際には、定款又は規約及び事業実施等に関する総会資料等を添付する必要があります。

問2 応募主体は、複数の行政界にまたがる組織でもよいのですか。

(答2) 公募要領のとおり、「代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有しているもの」であれば、複数県や市町村にまたがっていても構いません。

問3 受益農家が市町村を越えて分散してもよいのですか。

(答3) 地域要件は設けておりませんので、複数の市町村にまたがっていても構いません。

問4 部会で申請する場合、部に所属する農家全戸が、事業を実施しなければならないのですか。

(答4) 受益農家が3戸以上であれば申請が可能ですが、問1のとおり、定款等を提出していただく必要があります。

問5 事業対象の温室は、3戸以上の農家で共同利用していなければなりませんか。

(答5) 温室を共同利用している必要はありません。

問6 設備を導入する3戸以上の農家は、生産物を共同出荷していなければなりませんか。

(答6) 生産物を共同出荷している必要はありません。

問7 応募主体の所有するハウスの総面積が1.5ヘクタールを超えていれば、今回の事業で加温設備等を導入する面積は1.5ヘクタール未満でもよいのですか。

(答7) 構いません。
ただし、今回の本事業で設備を導入する受益農家が3戸以上かつ導入面積が0.3[㊦]以上である必要があります。

問8 加温設備等を導入する温室は、品目を統一しなくてはならないのですか。

(答8) 品目を統一する必要はありません。

問9 加温設備等を導入する温室は、個人農家の所有でよいのですか。

(答9) 応募主体の構成員である農家の所有する温室に限り、個人所有でもかまいません。ただし、本事業で、その温室に導入する加温設備や被覆設備は、事業実施主体（応募主体）の所有物となります。

問10 事業参加農家3戸以上とは、どのような要件が必要ですか。

(答10) 実際に、この先進的省エネルギー加温設備等を導入する受益農家が3戸以上である必要があります。仮に、農事組合法人等で申請された場合、受益農家が雇用関係ではなく、役員などであることが要件になります。

2. 補助金、申請、実施について

問11 事業対象となる品目について教えてください。

(答11) 本事業の対象となる品目は、野菜、花き及び果樹です。
きのこ類は対象となりませんが、工芸作物や薬用作物は用途により事業対象となる場合がありますので、ご相談ください。

問12 事業に申請すれば、必ず補助の対象となるのですか。

(答12) 事業に申請するには、まず、公募要領に記載されている応募要件を満たしている必要があります。応募要件を満たしていても、補助申請の総額が事業の予算額を上回った場合、予算の枠内で、公募要領に掲載している基準ポイントの合計が高い順に採択優先順位等を決め、その採択順位等を参考に、事業実施主体となり得る者を選定することとなるため、必ず補助が受けられる訳ではありません。

問13 補助金の交付決定額は、満額交付されるのですか。

(答13) 補助金の交付決定額は、導入を予定している設備の設置経費に対する補助金の交付の上限額であり、最終的な交付額ではありません。
補助金の最終的な交付額は、実績報告の結果をもとに、交付決定の額か、実際に要した経費の1/2の額のいずれか低い額となります。

問14 補助金の交付申請時の事業費より、実際の事業費が上回った場合の補助金交付額はどのようになりますか。

(答14) 補助金の交付決定額が当該申請に係る上限額となりますので、増加分は補助金額に反映されません。

問15 補助金の交付決定の通知を受け、入札を実施した後に、申請額の範囲で追加工事や設備の導入はしてもよいのですか。

(答15) 入札を実施した後の追加工事、設備の導入は補助対象となりません。
入札後に追加工事等が発生しないように、入札前に参加業者への事前説明（導入設備及び現地）を確実に行った上で、入札を実施して下さい。

問16 補助金交付申請書に記載する事業費は、メーカーの標準販売価格にするのですか、それとも実勢価格ですか。

(答16) メーカーからの見積り額(すなわち実勢価格)などを参考にして記載して下さい。

問17 補助金交付申請書を作成するために見積りを取った会社を、交付決定後に行う競争入札に参加させてもよいのですか。

(答17) 構いません。

問18 競争見積により発注先を決定する場合も、3社以上で行わなければならないのですか。

(答18) そのとおり、3社以上の競争見積により発注先を決めて下さい。

問19 受益農家毎に、入札または見積を行ってもよいのですか。

(答19) 受益農家毎の入札又は見積は認められません。応募主体で一括して入札又は見積を行って下さい。
なお、加温設備と被覆設備の入札又は見積は、それぞれ別に行ってもかまいません。

問20 農協が事務局を引き受けている農業生産法人が事業実施主体となる場合、当該農協がこの事業の施工業者として入札に参加してもよいのですか。

(答20) 利害当事者と考えられますので、参加できません。

問21 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」の項目は、前年実施した項目を記入すればよいのですか。

(答21) 公募要領のとおり、「実施することが確実に見込まれること」としてありますので、前年に実施した項目ではなく、これから確実に実施できる項目を記入してください。

問22 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」の実践は、今回導入する時点からでもよいのですか。

(答22) これから実施する場合でも応募は可能です。

問23 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」は温室毎に提出する必要がありますか。

(答23) 設備を導入する温室毎に提出してください。

問24 温室を別の補助事業で設置し、暖房設備等をこの事業で整備することは可能ですか。

(答24) 可能です。
ただし、補助事業で温室を設置した場合、その補助事業において手続きが必要となる場合がありますので、事前に確認しておいてください。

問25 農業振興地域内の確認書類とは、どのような書類を添付すればよいのですか。

(答25) 設置予定場所が農業振興地域内にあることが確認できれば構いません。市町村が発行する証明書や農業振興地域が記された地図（温室の場所を追加記入）が考えられます。

問26 パイプハウスと鉄骨温室の区分が難しい場合、どのように区分すればよいのですか。

(答26) 当該温室に用いられている主な鋼材で区分してください。全体の資材総量としてパイプが多いのであればパイプハウスと区分します。

問27 温室の写真（内部、外観、設置前等）は、ハウス毎に作成するのですか。

(答27) 設備を導入する温室全て作成してください。

問28 温室の写真は、デジタルカメラで写したものでよいのですか。

(答28) 構いませんが、プリンターで印刷する時には、可能な限り鮮明に印刷してください。
なお、温室の状況が不明であったり不鮮明な場合には、再度、印刷をお願いする場合があります。また、画像の加工処理等は行わないようにしてください。

問29 場所の概略図に、インターネットの地図を利用（コピーして貼付）してもよいのですか。

(答29) 構いませんが、不必要なマーク等は除いてください。

問30 土地と温室が他人名義ですが、申請は可能でしょうか。

(答30) 要件設定はしていませんので申請は可能ですが、事前に所有者の同意を得てください。

問31 市町村及び都道府県との調整とは、必ず行うものですか。

(答31) 必ず必要なものではありません。農業振興地域に関する調整等が発生した場合等、必要に応じて行うことが予想されます。

問32 成果目標の基準年はいつになるのですか。

(答32) 成果目標となる基準年及び基準値については、公募要領に記載のとおり、「事業実施地区の1重1層被覆の園芸施設における燃油使用量から算出される温室効果ガス排出量」となります。
なお、この排出量を算出するために、「温室暖房燃料消費試算ツール」を活用します。

問33 添付資料の「受益農家全員の事業参加に対する意思、同意が確認できるもの」とはどのようなものですか。

(答33) 事業の予定受益農家全員が、事業内容を理解し申請内容を把握した上で、応募申請している旨を確認できるもので、全員が押印されたものが望ましい。

問34 申請後に、目標値の算出に誤りが発見された場合など、資料の差替えはできますか。

(答34) 公募要領のとおり、申請書類の差替えはできません。申請内容に誤りが認められた場合には無効となる場合もありますので、提出される前に間違いのないよう十分確認してください。

問35 交付決定を受けた後に、受益農家の1名が事業を実施することができなくなった場合、残りの2名だけで実施できますか。

(答35) 受益農家が事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ることなどにより、3戸以上となるように努めてください。ただし、そのような場合でも、成果目標（50%以上の温室効果ガス排出削減）は達成する必要があります。

II 対象設備関係

問36 中古物件は事業の対象となりますか。

(答36) 本事業では新品の物件のみを対象としており、中古の物件は事業の対象となりません。

問37 設備を導入する温室の強度等の基準はありますか。

(答37) 設備を導入する温室については、強度等の要件はありません。
ただし、新たに導入する設備と一体的な利用管理を行う上で不都合のない耐用年数を持っている必要があります。

問38 保温のための内張は2層以上設置しているため、ヒートポンプのみで申請はできますか。

(答38) 申請はできます。公募要領にあるように、いずれかの設備を導入している場合には、導入していない設備を導入することができるので、ヒートポンプがある場合には、被覆設備のみの導入も可能です。
ただし、成果目標（50%以上の温室効果ガス排出削減）は達成する必要があります。

1. ハイブリッド加温設備（ヒートポンプ）について

問39 ヒートポンプを導入するためには電気工事が必要だが、補助対象になるのですか。

(答39) ヒートポンプの設置に必要な電気工事は補助対象となります。

問40 電気式以外のガス式や灯油式ヒートポンプは、対象となりますか。

(答40) 対象となりません。

問41 ヒートポンプの出力は温風でなく温湯でもよいのですか。

(答41) 温湯でも構いません。

- 問42 地熱水等を熱源とした電気式ヒートポンプは対象となりますか。
(答42) 地熱水等が熱源でも構いません。
- 問43 電気の引き込み工事費は補助対象となりますか。
(答43) 補助対象になります。
- 問44 現在、業務用エアコンを使用していますが、これの更新はできますか。
(答44) 現在、使用しているエアコン(ヒートポンプ)の更新は、事業の対象となりません。
- 問45 ヒートポンプを冷房や除湿の目的で導入してもよいのですか。
(答45) 本事業は、加温に要する燃油使用による温室効果ガス排出量を削減する取組への支援となりますので、冷房や除湿を目的とする場合は補助対象となりません。
- 問46 ヒートポンプは、導入する温室面積に対し台数制限はありますか。
(答46) 要件設定はしていません。
ただ、公募要領のとおり「導入する設備については、規模及び能力が対象品目、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないもの」となります。
また、導入する温室におけるヒートポンプの出力合計が既存の燃油焚き加温機の出力と同等以上となる場合は、ハイブリッド運転とは見なせません。

2. 木質バイオマス利用加温設備について

- 問47 加温設備導入の場合、建屋や加温機を置くための基礎、供給装置が必要になりますが、どこまでが補助対象となるのですか。
(答47) 建屋は補助対象になりません。
加温機を設置するために基礎工事が必要であれば、必要最小限のものが補助対象になります。燃料を保管するサイロやサイロから加温機までの供給装置も補助対象になります。それ以外のもの(燃料倉庫やクレーンなど)は対象になりません。
- 問48 加温設備を導入する時、既存加温機の移設経費は補助対象になりますか。
(答48) 移設経費は補助対象になりません。
- 問49 加温設備を導入した場合、既存加温機は廃棄しなければならないのですか。
(答49) 廃棄せずに非常用又は補助用として残すことは構いません。なお、廃棄する場合、廃棄に要する費用は補助対象にはなりません。
- 問50 燃料に制限はあるのですか？
(答50) 公募要領のとおり、ペレット、チップ、薪になります。
- 問51 燃料(ペレット、チップ、薪)の原材料に制限はあるのですか？
(答51) 公募要領のとおり、燃料の原材料に制限はありませんので、間伐材だけでなく建築廃材などでも構いません。

3. 外張多重化設備・内張多層化設備について

問52 温室のフィルムやガラスの張り替えも対象となりますか。

(答52) 張り替えは対象となりません。
また、フィルムやガラスなどの資材のみも対象となりません。

問53 遮光カーテンは対象となりますか。

(答53) 対象となりません。

問54 外張多重化、内張多層化については、屋根部分だけでは認められないのですか。

(答54) 施設内の保温性を確保する上で屋根部分以外も大切なので、一部の多重化、多層化では認められません。

問55 外張設備の多重化は、送風機を必ず使用しなければいけないのですか。

(答55) 2重張りの被覆資材の間隔が保て、断熱層（空気層）が確保される構造であれば、必ず送風機を使用しなくてもかまいません。

問56 外張多重化設備を設置するために、既存温室の補強が必要となる場合、この材料費・工事費は対象となりますか。

(答56) 多重化設備経費のみ補助対象となりますので、補強に係る経費は対象外となります。

問57 内張多層化設備の多層化とは何層以上なのですか。

(答57) 内張多層化設備の多層化とは、2層以上を意味しています。

問58 現在内張設備がありませんが、申請できますか。

(答58) 内張設備を多層化する設備の経費が補助対象ですので、1層目の設備に対する経費は対象外となります。

問59 現在の内張設備と屋根面との間が狭いため重ね張りをしたいが、認められますか。

(答59) 被覆資材の間に断熱層（空気層）ができないと保温性が低下するため、重ね張りは多層化とは認められません。

問60 内張設備を多層化にする場合、間隔があまりとれません、どれ位あければ良いのですか。

(答60) 内張と内張が密着すると保温性が下がりますので、保温性を確保するために設備の間隔は15センチくらいはあける必要があると考えます。

問61 内張設備は、電動巻き取りでなく手動巻き取りの設備でも対象になりますか。

(答61) 手動巻き取りの設備も対象になります。

問62 複層資材を使用した内張設備は、2層と見なせないのですか。

(答62) 2層と見なせません。

Ⅲ その他

問63 この事業は、会計検査の対象になるのですか。

(答63) 本事業も補助事業であることから、会計検査院が行う対象事業となります。

問64 交付決定まで、公募締切後どのくらいかかりますか。

(答64) 交付決定は、公募期間終了後、概ね3～4ヶ月後の予定です。その間に、公募選定結果及び割当内示の通知を行った後、交付申請書の提出を行ってまいります。
なお、公募選定結果の通知は概ね3ヶ月後の予定です。
また、実施要領では、必要に応じて交付決定前着手届について規定をしています。

問65 補助金は、いつ頃受け取ることができますか。

(答65) 補助金は実績払いとなりますので、事業の終了後に実績報告書を提出していただきながら、審査等の手続き終了後の支払いとなります。

問66 成果目標が達成できなかった場合のペナルティはありますか。

(答66) 目標年度に成果目標が達成できなかった場合は、実施要領に基づき、成果目標達成に向けた改善計画を提出していただく必要があります。
この場合、2年間目標年度を延長して、実施要領別記1の第7の2の(2)に基づき、再度報告していただきます。それでもなお、成果目標が達成できない場合、補助金を返還していただく場合もあります。